

大通 防災だより

第27号



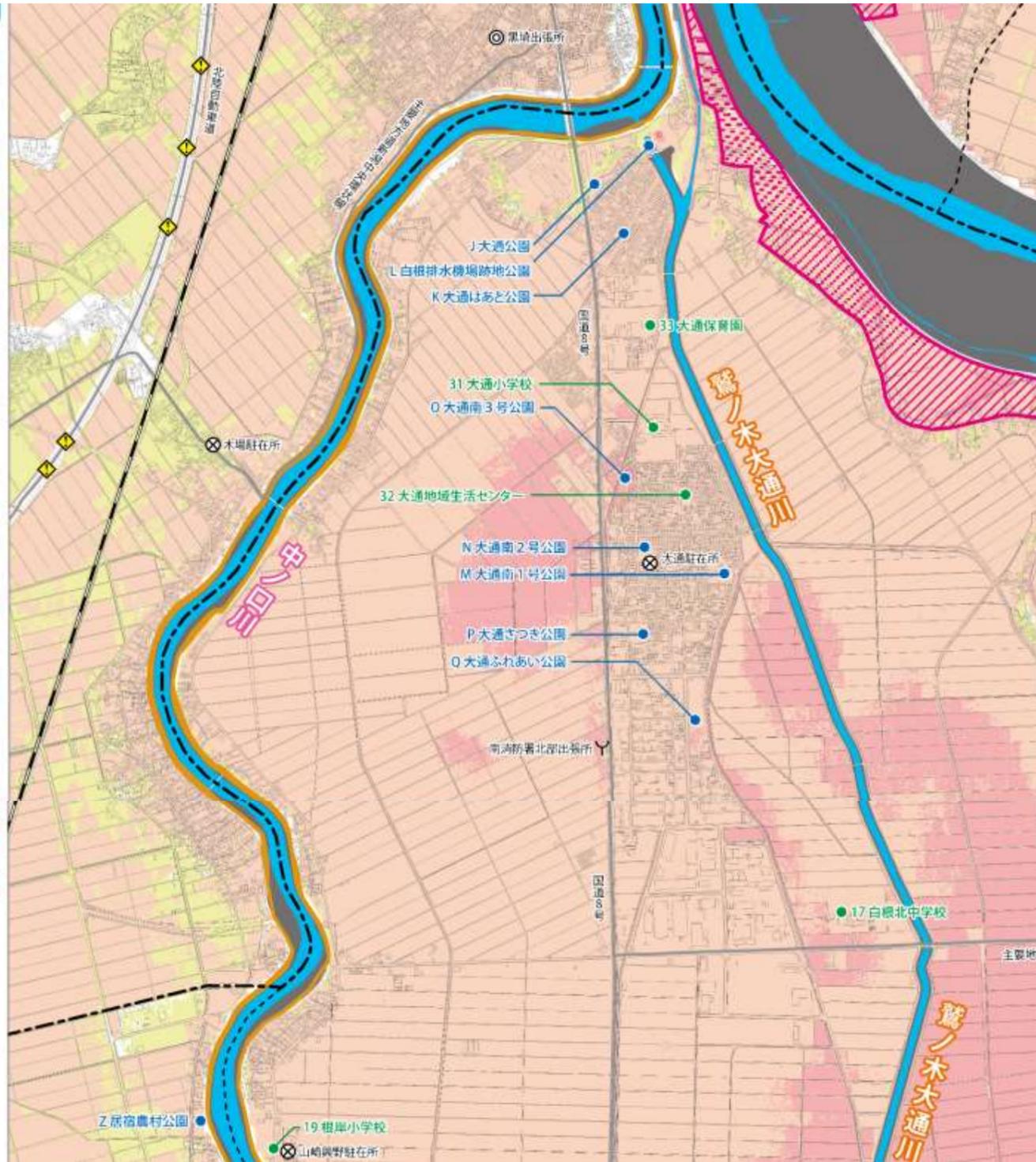
大通小学校の児童が、大通地区の防災の取り組みを学習しています。防災備品の確認や非常食の試食もしました。子どもやお年寄りも含め、家族みんなで防災について話し合う事が大切です。

『大通防災だより』は
新潟市「地域活動補助事業」を
活用して 発行しています。



発行
大通地域生活センター内
大通コミュニティ自主防災会
TEL 025-362-1491

大通地区洪水ハザードマップ



この洪水ハザードマップは、各対象河川の浸水想定図を重ね合わせて作成しているため、浸水区域が重なる地域については、浸水深の深い方を表示しています。各河川の浸水想定図は、新潟市のホームページにて確認することができます。

- | | |
|--|------------------------------------|
| 浸水深
5.0~10.0m
3.0~5.0m
0.5~3.0m
0.5m未満 | 家屋倒壊等氾濫想定区域
氾濫流
河岸侵食 |
| ● 指定避難所 ● 一時避難場所・広域避難場所
◎ 区役所・出張所・駐在所 Y 消防署・出張所 ⊗ 警察署・交番・駐在所
④ 水防倉庫 ◆ 洪水危険箇所 | — 主要な道路
- - - 中学校区境界 - - - 行政区界 |

この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した(承認番号 平成29年情使、第1501号)※新潟市洪水ハザードマップより引用

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難行動と避難所運営



避難についてどう考えるか

内閣府（防災）2020年5月15日公表
 （内閣府防災情報のページ参照）

新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。

「避難」とは難を避ける行動のことです。 避難所に行くことだけが避難ではありません。

- 自宅が浸水する可能性がない場所、土砂災害の危険がない場所、マンションの上層階の場合には、**在宅避難(その場に留まる)**ということも重要です。
- まずはハザードマップ・防災マップ等で自分の家の安全性を確認して、**自宅外に避難すべきかどうか**検討することから始めましょう。
- その上で、自分の家が危険な場所にあるならば、より安全な場所に**早めに避難**することが重要です。
- 新型コロナウイルスの感染リスクにかかわらず、**いざという時にどう行動すべきか、一人ひとりがあらかじめ考えておきましょう。**

要点 1 : 避難所以外の避難 (分散避難) も選択肢

- 災害時には、避難所に行くことだけが避難ではない。**在宅避難やホテル、親戚や知人宅**への避難も選択肢。
- 自宅が**頑丈な建物の高層階**や**危険な区域でない**等、安全が確保されている場合は自宅に留まりましょう。
- 新型コロナウイルスの感染リスクのある状況では、ホテル、親戚や知人宅への避難は、避難所での**3密(密閉・密集・密接)**を避けるためにも有効。

「分散避難」を心がけて



災害のおそれがあるときに、これまでのように「避難所」に多くの人が密集すると、新型コロナウイルスの感染が広がるリスクがあります。これからは、「避難所」への避難以外にも、「親戚・知人宅」「ホテル」「在宅避難」「車中泊」などさまざまな避難先に、地域の人たちが分散して避難することが大切です。

要点 2 : あらかじめハザードマップで 危険の有無や程度を確認しておく。

- ハザードマップ・防災マップ等を利用して、**避難場所の安全性**をあらかじめ確認。(自宅、知人宅、避難所など)
- **川に近い場所、低い場所、急峻な斜面の近く**などでは、たとえハザードマップ・防災マップ等に図示されていなくても**危険な場合があるので注意。**
- 建物の**高さや構造**によっても安全性は大きく変わる。



要点3：大雨「警戒レベル」の意味を正しく理解しておきましょう。

- 風水害の危険が迫ってきた場合、その危険度に応じた「警戒レベル」が発表される。
- 「警戒レベル3:高齢者等避難」は、避難に時間を要する人とその支援者や、特に災害の危険性が高いところにいる人が避難を開始。
- 「警戒レベル4:全員避難」は、危険な場所にいる人全員が速やかに避難をすること。
- 「全員避難」とは、すべての人が避難所に行くことを示したものではありません。

避難所の運営

① 避難所開設の基準

地震・・・震度6弱以上を観測した場合

(但し震度5弱でも被害状況によって開設する場合有)

水害・・・洪水・浸水の恐れがあり、避難勧告や避難指示が発令される場合

② 市の避難所担当職員と施設職員と避難者が、協力して運営します。

避難者名簿を作成し、避難の状況を把握して行政に支援を求めます。

避難が長期化する場合、施設ごとに事前に作成した部屋割りや生活ルールをもとに運営します。

避難者全員が協力しあって、食料や物資の受入れ・配布・炊出し、救護・衛生管理・清掃などを分担して行います。

避難所の物資は限られていて、すぐに食料などが届かないことがあるので、必要なものは可能な限り持参しましょう。

新型コロナウイルスの影響下における避難生活の大前提

●避難所は、できる限り「**少人数・個別空間**」を確保

⇒ 受入可能人数は、従来の1/3!?

⇒ 避難所指定されていない公民館や民間施設などへの避難、車中泊もあり。

●ウイルス感染を疑う方が避難してきた場合でも、**受け入れ拒否の即答はNG**

⇒ どんな状況下であれ、一人ひとりの尊厳が守られるよう、病院への移送や、個室が確保できる場所を探すなど、対処に最善を尽くしましょう。

風水害や土砂災害に備えよう!

気をつけよう、激しい雨や風!!

2019年6月より「警戒レベル」を付け加えた避難情報が発令されます。市町村によっては、発令開始時刻は異なるため、詳しいことはお住まいの市町村にお問い合わせください。

警戒レベル 1	警戒レベル 2	警戒レベル 3	警戒レベル 4
心構えを高める (家族ががめま)	避難行動の確認 (家族ががめま)	避難に時間を要する人は避難 (市町村が有)	安全な場所へ避難 (市町村が有)

「災害発生情報」(市町村が有)は既に災害が発生している状況です。
「災害発生情報」は必ず発令されるものではありません。

大雨や台風が近づいてきたとき

- 大雨や台風が近づいてきたとき、雨や風、雷や雹の恐れがある場合は、避難所へ避難してください。
- テレビやラジオ、インターネットの災害情報や避難所の開設状況の発表に注意してください。避難所へ避難する場合は、避難所へ避難する旨を伝える必要があります。
- 早めに避難所へ避難してください。避難所へ避難する場合は、避難所へ避難する旨を伝える必要があります。

避難するとき

- 大雨や台風が近づいてきたとき、雨や風、雷や雹の恐れがある場合は、避難所へ避難してください。
- 避難所へ避難する場合は、避難所へ避難する旨を伝える必要があります。
- 避難所へ避難する場合は、避難所へ避難する旨を伝える必要があります。

2. 指定避難所の受入可能人数が減少

従来のレイアウト



長野市の避難所（2019年10月）／共同通信

2m間隔を確保（従来の約1/3）



長野市の避難所（2019年10月）／共同通信

パーティションを活用（従来の約2/3）



出典／内閣府防災情報

感染症拡大防止の観点で 避難所運営が変わる主な点

前提：新しい生活様式への転換

1. 避難先の選択肢が増加
2. 指定避難所の受入可能人数が減少
3. 感染者を含む避難者の受付
4. 感染者【A】・濃厚接触者【B】の受入
5. 避難者【C・D】の受入
6. 運営スタッフの服装
7. 避難者【D】に協力してもらうこと

レイアウトのポイント



▶ **人が接触しない動線を確保。**

⇒ 居住スペースでは、**人と人との間は1m以上あけ、高さ2m程度のパーティション**を置く。

⇒ 居住スペース内の通路幅は1m以上で設置。

▶ **要配慮者がいる世帯は、家族内で密着した状態での居住がやむを得ない場合も。**

3. 感染者を含む避難者の受付

感染拡大の防止のため、受付の段階で、居住を区分（ゾーニング）します。

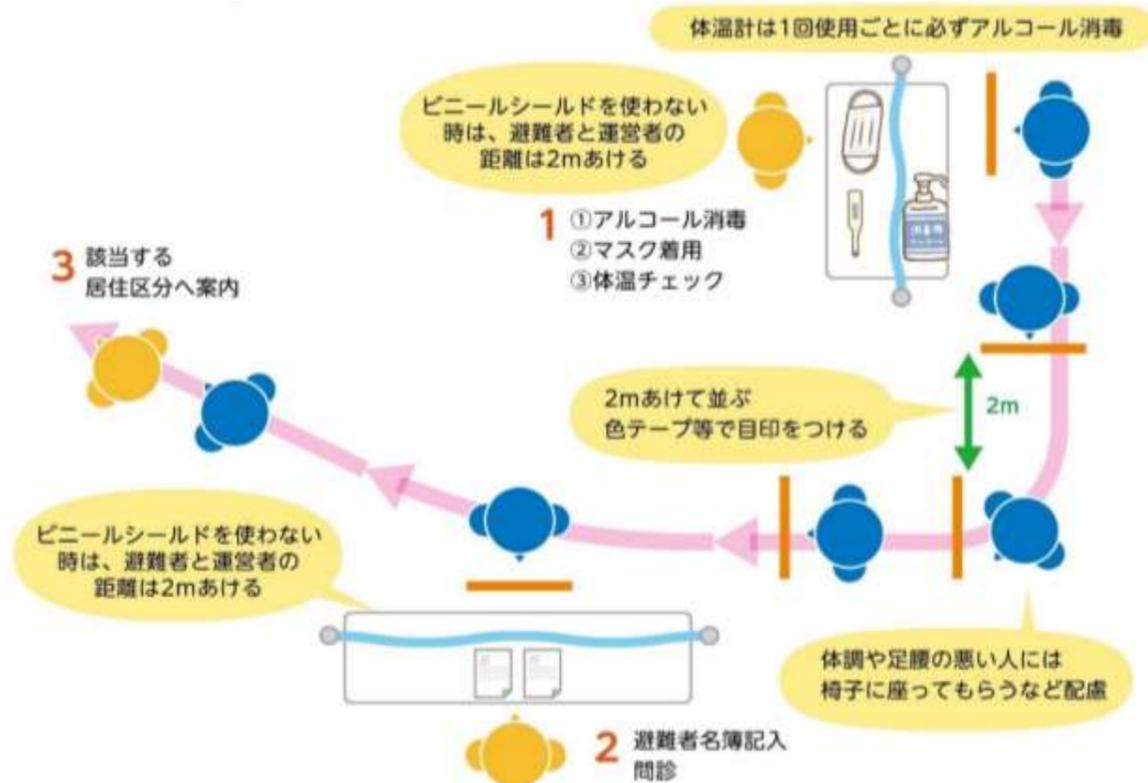


受付の手順

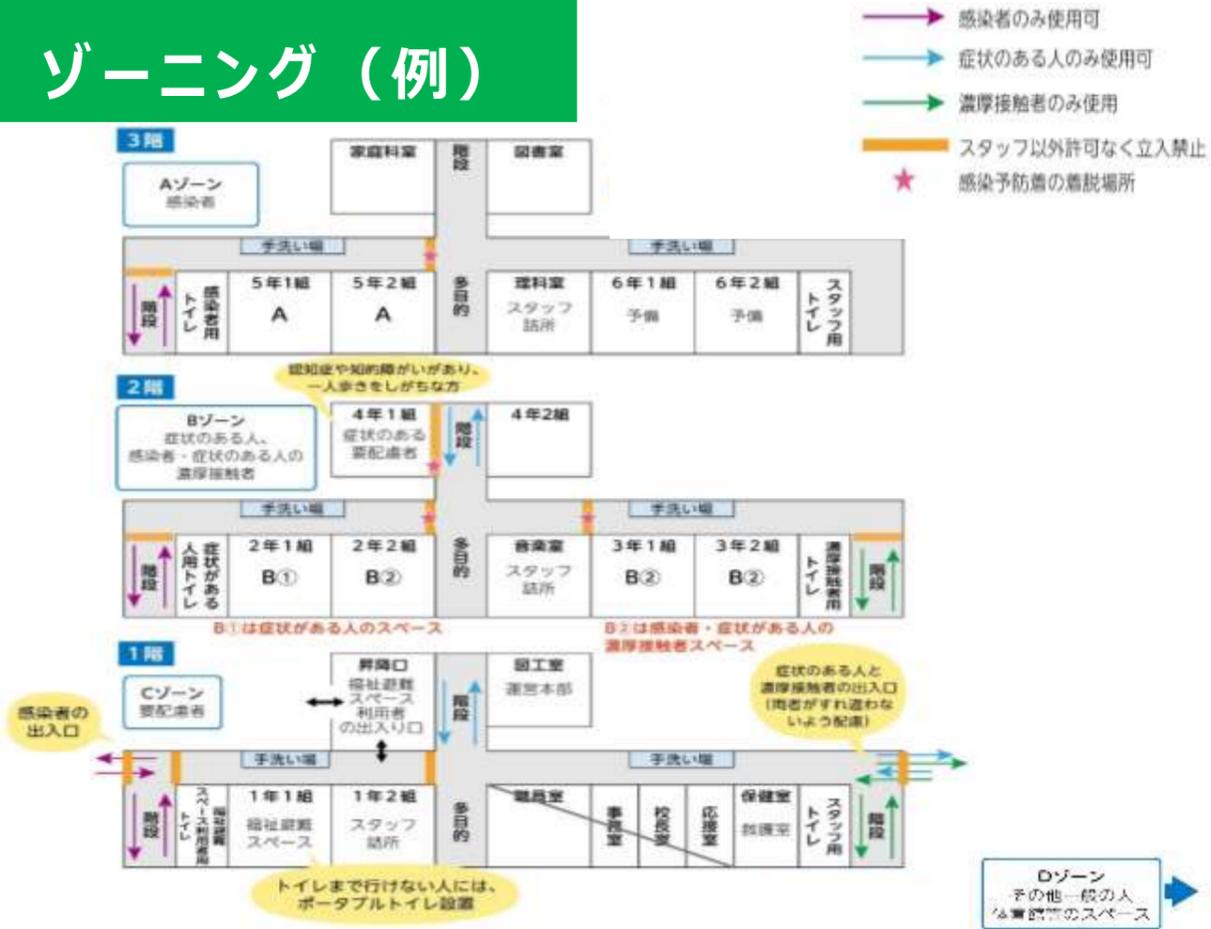


- ① **避難者にアルコール消毒、マスク着用、体温チェックの声かけ**
※体温計は1回使用ごとに必ずアルコール消毒
- ② **避難者名簿、問診(健康チェックリスト)の記入**
※世帯ごとに1枚の名簿を作成
- ③ **居住区分(ゾーニング)の案内**
▶ 「その他一般」の人も、必ず安全という訳ではない。
(3密対策等は引き続き継続)
▶ 要配慮者の世帯は、優先的に対応する。
▶ 受付担当者は、マスク・使い捨て手袋を着用。

受付のレイアウト（例）



ゾーニング (例)



うつらない・うつさない

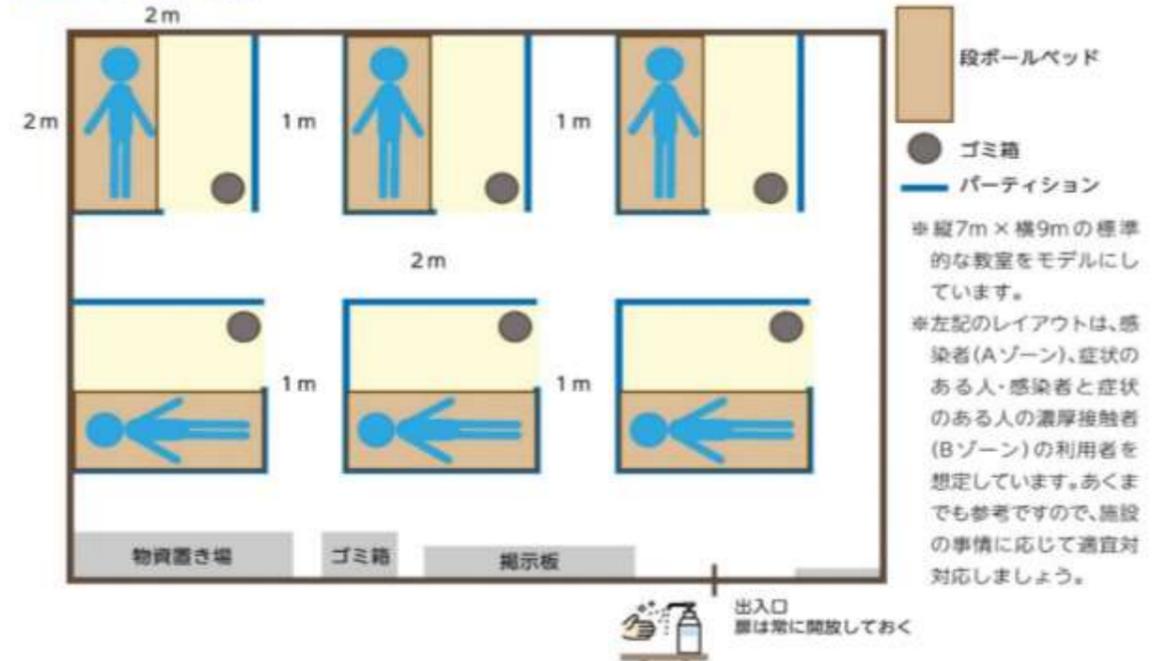


- ▶ ABCDゾーンの人が使う部屋、トイレ・手洗場は分け、**お互いが交わらない動線**をつくる。
- ▶ 可能であれば、**各ゾーンにスタッフルーム**を設置。
- ▶ ABの対応に関しては、行政職員や医療、看護、保健、福祉の**専門職などが優先的に対応**。

※ゾーニングはできる限り、救護所の医療従事者や感染症の専門家等に相談しながら進めましょう。

4. 感染者【A】・濃厚接触者【B】の受入

感染者は医療機関への移送が大原則



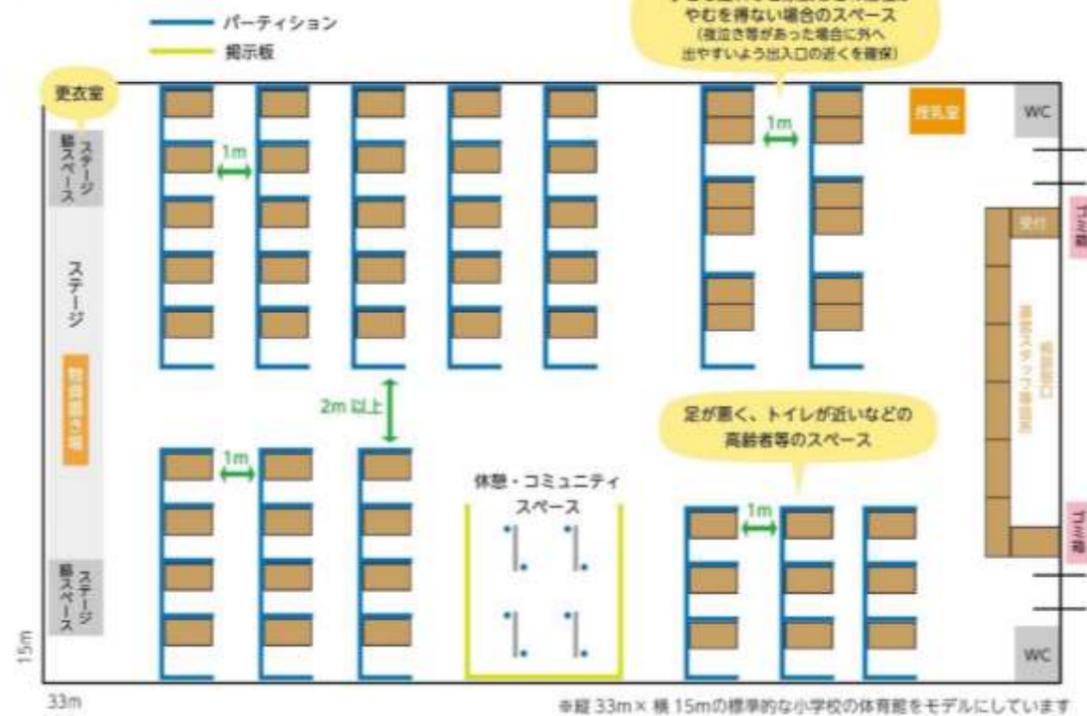
部屋に必要な条件



- ▶ 要配慮者【C】と一般の避難者【D】と**完全分離できる部屋** 壁やドアなどで完全に居住スペースが仕切られ、トイレや手洗場・動線も一般と分離できること。
 - ▶ 窓や換気扇、扇風機などで、**換気ができること**。
 - ▶ 寝床の間隔を1m(できれば2m)程度離す。
- 可能であれば、高さ約2mのパーティションで仕切る。
- ▶ **通路幅は2m**(個々の区画を色テープなどで囲み一定の距離を維持する)

5. 避難者【C・D】の受入

体育館レイアウト (例)



部屋に必要な条件



- ▶ 体育館等の大広間を使う場合は、大きくブロックに分け、**寝床の間隔を1m以上離すか、間を高さ2m程度のパーティションで仕切る。**
- ▶ 入口はなるべく開放し、十分な換気をする。
- ▶ トイレ、物資受け取り、受付などの**動線と通路をはっきりと表示する。**
- ▶ 居住スペースは家族単位を基本とし、一人当たりのスペースは、なるべく**2m×2m(4㎡)**を確保。

6. 運営スタッフの服装



【マスク】 ▶ 全ての生活場面

【使い捨て手袋】

- ▶ 吐物や排泄物を処理する時
- ▶ 次亜塩素酸ナトリウムなど手が荒れやすいものを使う作業をする時
- ▶ 手のケガしている場合や、手荒れがひどい場合
- ▶ 調理や配膳をする時
- * 使い捨て手袋を着用していても、**こまめなアルコール消毒は必要**

【感染予防着(ガウン)】

- ▶ 感染者や症状のある人の介護や介助をする場合
- ▶ 吐物や排泄物を掃除する時

【フェイスシールド】

- ▶ マスクをしていない人と近い距離で話す時
- ▶ 吐物や排泄物を掃除する時

代用品で
手づくり可能

7. 避難者【D】に協力してもらう事

分散避難により、避難所運営がさらに人手不足

■ 避難者として

- ① 感染症対策を盛り込んだ生活ルールの徹底
- ② ゴミの取り扱い
- ③ 配給ルール、助け合い、差別防止

■ 運営委員として

- ① トイレ・手洗い場の掃除係
- ② 掃除係(玄関、廊下、ドアノブ、ゴミ捨て場等)
- ③ 換気係(1時間に1回)
- ④ 食事配給係、物資係(仕分け、数量管理)

今やるべきこと

- ① 指定避難所と小規模避難所の
受入可能人数と備品・備蓄状況の確認
- ② 感染防止拡大の視点に基づく
避難所開設・運営訓練の見直し
(避難所誘導、受付、避難所生活、班編成)
- ③ 住民への周知
 - ▶ 新たな避難先の候補確認
 - ▶ 避難グッズのさらなる充実
 - ・マスク、体温計、消毒液
 - ・石鹸、ウェットティッシュ、ビニール手袋、スリッパ

< 資料提供 >

日本防災士会新潟県支部